

新旧対照表（第2条関係）

新

高知県ふぐ取扱条例施行規則  
高知県ふぐ取扱条例施行規則 (抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県ふぐ取扱条例(昭和36年高知県条例第34号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

様式は別紙参照

旧

ふぐ取扱い条例施行規則  
ふぐ取扱い条例施行規則 (抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、ふぐ取扱い条例(昭和36年高知県条例第34号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

様式は別紙参照

# 新旧対照表(第2条関係)

(新)

別記

第1号様式(第3条関係)

高知県収入証紙貼り付け箇所

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

ふぐ処理師免許申請書

高知県ふぐ取扱条例第3条の規定によりふぐ処理師の免許を受けたいので、高知県ふぐ取扱条例施行規則第3条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

本籍地	
現住所	
氏名	
生年月日	
営業所又は就業所の場所及び屋号	

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 高知県ふぐ取扱条例施行規則第12条のふぐ処理師試験合格証書の写し又は他の都道府県においてふぐの処理に関する免許を受けたことを証する書類
- 2 高知県ふぐ取扱条例第5条第1号に掲げる者に該当することの有無を記載した医師の診断書
- 3 戸籍抄本

(旧)

別記

第1号様式(第3条関係)

高知県収入証紙貼り付け箇所

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

ふぐ処理師免許申請書

ふぐ取扱条例第3条の規定によりふぐ処理師の免許を受けたいので、ふぐ取扱条例施行規則第3条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

本籍地	
現住所	
氏名	
生年月日	
営業所又は就業所の場所及び屋号	

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 ふぐ取扱条例施行規則第12条のふぐ処理師試験合格証書の写し又は他の都道府県においてふぐの処理に関する免許を受けたことを証する書類
- 2 ふぐ取扱条例第5条第1号に掲げる者に該当することの有無を記載した医師の診断書
- 3 戸籍抄本

第2号様式（第4条関係）

← 36.4センチメートル →

第 号

ふぐ処理師免許証

本籍地の都道府県名  
氏名

年 月 日生

高知県ふぐ取扱条例第3条の規定により、ふぐ処理師の免許を与えます。  
よって、同条例第4条第1項の規定により、この免許証を交付します。

年 月 日

高知県知事 印

↑ 25.7センチメートル ↓

第2号様式（第4条関係）

← 36.4センチメートル →

第 号

ふぐ処理師免許証

本籍地の都道府県名  
氏名

年 月 日生

ふぐ取扱条例第3条の規定により、ふぐ処理師の免許を与えます。  
よって、同条例第4条第1項の規定により、この免許証を交付します。

年 月 日

高知県知事 印

↑ 25.7センチメートル ↓

第3号様式（第5条関係）

高知県収入証紙貼り付け箇所

Blank box for revenue stamp.

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

ふぐ処理師免許証再交付申請書

ふぐ処理師免許証を損傷（亡失）しましたので、高知県ふぐ取扱条例第4条第2項の規定に基づくふぐ処理師免許証の再交付について、高知県ふぐ取扱条例施行規則第5条の規定により次のとおり申請します。

本籍地	
氏名	
生年月日	
免許証番号及び免許年月日	
再交付を申請する理由	損傷した ・ 亡失した

- 注 1 「再交付を申請する理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。  
 2 ふぐ処理師免許証を損傷したときは、その免許証を添えてください。  
 3 ふぐ処理師免許証を損傷し、又は亡失したときは、直ちに免許証の再交付を申請してください。

第3号様式（第5条関係）

高知県収入証紙貼り付け箇所

Blank box for revenue stamp.

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

ふぐ処理師免許証再交付申請書

ふぐ処理師免許証を損傷（亡失）しましたので、ふぐ取扱条例第4条第2項の規定に基づくふぐ処理師免許証の再交付について、ふぐ取扱条例施行規則第5条の規定により次のとおり申請します。

本籍地	
氏名	
生年月日	
免許証番号及び免許年月日	
再交付を申請する理由	損傷した ・ 亡失した

- 注 1 「再交付を申請する理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。  
 2 ふぐ処理師免許証を損傷したときは、その免許証を添えてください。  
 3 ふぐ処理師免許証を損傷し、又は亡失したときは、直ちに免許証の再交付を申請してください。

第4号様式（第6条関係）

高知県収入証紙貼り付け箇所

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

ふぐ処理師免許証書換え交付申請書

本籍地の都道府県（氏名）を変更しましたので、高知県ふぐ取扱条例第4条第2項の規定に基づくふぐ処理師免許証の書換え交付について、高知県ふぐ取扱条例施行規則第6条の規定により次のとおり申請します。

旧本籍地	
新本籍地	
旧氏名	
新氏名	
生年月日	
免許証番号及び免許年月日	

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) ふぐ処理師免許証
  - (2) 戸籍抄本
- 2 本籍地の都道府県又は氏名を変更した日から30日以内に免許証の書換え交付を申請してください。

第4号様式（第6条関係）

高知県収入証紙貼り付け箇所

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

ふぐ処理師免許証書換え交付申請書

本籍地の都道府県（氏名）を変更しましたので、ふぐ取扱条例第4条第2項の規定に基づくふぐ処理師免許証の書換え交付について、ふぐ取扱条例施行規則第6条の規定により次のとおり申請します。

旧本籍地	
新本籍地	
旧氏名	
新氏名	
生年月日	
免許証番号及び免許年月日	

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) ふぐ処理師免許証
  - (2) 戸籍抄本
- 2 本籍地の都道府県又は氏名を変更した日から30日以内に免許証の書換え交付を申請してください。

第5号様式（第10条関係）

高知県収入証紙貼り付け箇所

高知県知事 様

年 月 日

申込者 本籍地  
住所  
氏名

年 月 日生

電話番号

ふぐ処理師試験受験願書

年 月 日に実施されるふぐ処理師試験を受験したいので、高知県ふぐ取扱条例施行規則第10条の規定により申し込みます。

注 写真（申込み前3月以内に、無帽で正面向きの上半身を無背景で撮影した名刺型のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚を添えてください。

第5号様式（第10条関係）

高知県収入証紙貼り付け箇所

高知県知事 様

年 月 日

申込者 本籍地  
住所  
氏名

年 月 日生

電話番号

ふぐ処理師試験受験願書

年 月 日に実施されるふぐ処理師試験を受験したいので、ふぐ取扱い条例施行規則第10条の規定により申し込みます。

注 写真（申込み前3月以内に、無帽で正面向きの上半身を無背景で撮影した名刺型のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚を添えてください。

第7号様式 (第13条関係)

12センチメートル

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p>所属 職名 氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">ふぐ処理検査員証</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行 (発行日から1年間有効)</p>	<p>写真貼り付け箇所</p>
--	-----------------

8センチメートル

(裏面)

この証票を携帯する者は、高知県ふぐ取扱条例第14条第1項の規定による立入検査をする職権を有する者です。

**高知県ふぐ取扱条例** (抜粋)

(立入検査)

**第14条** 知事は、ふぐによる食中毒の事故発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、ふぐを処理し、又は加工する場所等に立ち入り、ふぐの処理の状況等を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

**第17条** 略

2 第14条第1項の規定による職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

**第18条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第7号様式 (第13条関係)

12センチメートル

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p>所属 職名 氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">ふぐ処理検査員証</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行 (発行日から1年間有効)</p>	<p>写真貼り付け箇所</p>
--	-----------------

8センチメートル

(裏面)

この証票を携帯する者は、ふぐ取扱条例第14条第1項の規定による立入検査をする職権を有する者です。

**ふぐ取扱条例** (抜粋)

(立入検査)

**第14条** 知事は、ふぐによる食中毒の事故発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、ふぐを処理し、又は加工する場所等に立ち入り、ふぐの処理の状況等を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

**第17条** 略

2 第14条第1項の規定による職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

**第18条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第8号様式（第14条関係）

年 月 日

高知県知事 様

営業者 住所  
氏名  
電話番号

ふぐ処理師異動等報告書

ふぐ処理師に異動（ふぐ処理師の免許を受けた営業者の営業をする場所に変更）がありましたので、高知県ふぐ取扱条例第15条第2項（第15条第3項において準用する同条第2項）の規定により下記のとおり報告します。

記

1 ふぐ処理師の異動の場合

ふぐ処理師氏名	ふぐ処理師免許証番号 及び免許年月日	雇用又は解雇の別	異動年月日

2 ふぐ処理師の免許を受けた営業者の営業をする場所の変更の場合

ふぐ処理師氏名	変更前及び変更後の営業をする場所	変更年月日

注 ふぐ処理師の異動又はふぐ処理師の免許を受けた営業者の営業をする場所の変更があった日から20日以内に報告してください。

第8号様式（第14条関係）

年 月 日

高知県知事 様

営業者 住所  
氏名  
電話番号

ふぐ処理師異動等報告書

ふぐ処理師に異動（ふぐ処理師の免許を受けた営業者の営業をする場所に変更）がありましたので、ふぐ取扱条例第15条第2項（第15条第3項において準用する同条第2項）の規定により下記のとおり報告します。

記

1 ふぐ処理師の異動の場合

ふぐ処理師氏名	ふぐ処理師免許証番号 及び免許年月日	雇用又は解雇の別	異動年月日

2 ふぐ処理師の免許を受けた営業者の営業をする場所の変更の場合

ふぐ処理師氏名	変更前及び変更後の営業をする場所	変更年月日

注 ふぐ処理師の異動又はふぐ処理師の免許を受けた営業者の営業をする場所の変更があった日から20日以内に報告してください。